

会 議 録

会議名 (付属機関等名)		第5回 川西中央北エコまち協議会		
事務局(担当課)		中央北整備部 中央北推進室 地区整備課		
開催日時		平成25年11月28日(木) 18時30分 ~ 20時30分		
開催場所		川西市役所 4階庁議室		
出席者	委員	加藤、山中、松村、安田、中根、有田、秋山、松塚、山本、井上、山本、蟹井、畑中、篠崎、大屋敷、野村、西田、仲下、畠中、酒本		
	その他	玉野(近畿経済産業局)、藪本(兵庫県)		
	事務局	西川、津賀、北野、松下、半田(中央北整備部) 絹原、中川、橋本(調査機関)		
傍聴の可否		可	傍聴者数	0人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由				
会議次第		1. 開会あいさつ 2. 出席者紹介 3. この間の状況報告 参考資料2、資料1～3 ・本協議会の位置付け ・キセラ川西ロゴマークの決定について ・交通部会立ち上げ ・各種調査報告 4. 議事 資料4 キセラ川西低炭素まちづくり計画運用基準骨子案 ・役割 ・運用基準の項目及び内容 ・運用方法、モニタリング		
会議結果		別紙審議経過のとおり		

審議経過

<開会>

会長

- ・第5回川西中央北エコまち協議会を開催いたします。それでは事務局お願いします。

事務局

- ・前回に引き続き、会議は公開とさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。現在、傍聴者はいらっしゃいません。
- ・委員の出欠についてご報告します。事前に1名の委員から欠席のご連絡がありました。
- ・それでは、次第に従って進めさせていただきます。

1. 開会あいさつ

(中央北整備部 西川部長あいさつ)

- ・本日は第5回のエコまち協議会を開催させていただきます。この12月に中央北地区において建築物の事前協議に関する手続条例を制定する予定であり、今回は、その協議の際の基準について議論していただきます。中央北地区は平成24年度に区画整理の仮換地指定を行い、既に換地先の道路等の工事を発注済みです。また、火打前処理場も今年度に撤去が完了する予定です。今回の議事は、条例の中で一緒に動いていく大切な基準づくりなのでどうぞよろしくお願い申し上げます。

2. 出席者紹介

事務局

- ・第5回からの新しいメンバーを紹介(キセラ川西PFI株式会社 山本事業マネージャー、玉野総合コンサルタント株式会社まちづくり推進部 蟹井部長、公共施設再配置推進室 篠崎主幹)

3. この間の状況報告

事務局

- ・資料説明
 - 資料1 「キセラ川西ロゴマークの決定について」
 - 資料2 「交通部会立ち上げについて」
 - 資料3 「各種調査報告」
- 参考資料2 「川西市付属機関に関する条例」「川西中央北エコまち協議会規則」

4. 議事

○事務局

- ・資料説明
 - 資料4 「キセラ川西運用基準骨子案について」

○会長

- ・ご意見いかがでしょうか。

○副会長

- ・ P13、例えばパッシブ機能の導入など、量的な評価は必要ないのか。導入しても効果がないということでは意味がない。数値的な目標がほしい。
- ・ 再生可能エネルギーの導入について、太陽光、下水熱となるが、風力発電や地熱などメニューをもう少し増やしていいのではないか。
- ・ 交通に関する箇所について、ハイブリッド自動車の取扱いはどうか。
- ・ 既築・入居後のルールについては、まちを訪れて、このまちは何か違うなということを感じてもらえるのがあっていいのではないか。事業者が創意工夫できるようなものがあると良いと思う。

○事務局

- ・ パッシブ機能について、とにかく意識して何か一つでも取り組んでほしいという思いから導入基準を設けている。引き続き、量的な評価方法について、委員の方にご助言いただきながら、検討していきたい。方法としては、CASBEE の評価項目のうち、この取り組みを行ったら、エネルギー消費量が何%削減となる。というような評価軸もあるのでそれらを参考とする方法があるかと思う。
- ・ 再生可能エネルギー導入については、ご指摘の通り、メニューを増やしていきたいと思う。また、交通についても修正を行う。また、ハイブリッド自動車については、現在、「EV・PHV等」の「等」に含まれている。分かりやすいように、追記を行う。
- ・ 取り組みの見える化、事業者の創意工夫については、事務局で案を思案中であるが、「ラベリング」制度を検討出来ないかと考えている最中である。

○会 長

- ・ PR については、立派な中央公園やせせらぎ遊歩道ができるので、それを使って華々しく PR していくこともあって良いと思う。

○委 員

- ・ 交通に関する3つ目の基準については、公共交通や自転車に加え、徒歩も入れていいと思う。アクセシビリティが大切であるのはもちろんだが、モニタリング項目としては、どれだけ利用されているのかということが大切。もし利用されていなければもっと利用してもらうような対策が必要。
- ・ この基準の運用次第であるが、複数の事業者が相談に来られた場合、歩行者や自転車などが民地のなかで自由に通れるなど、ネットワークを作っていただくような調整があってもいいのではないか。市役所側の力量だと思うが、柔軟に対応していただく方が良いのではないか。

○事務局

- ・ 1つ目のご指摘には反映していきたいと思う。
- ・ 運用の方法については、事務局で検討していきたい。

○委 員

- ・ 事業者の方と市の一对一の取り組みだけでなく、事業者間をつなぐ発想を持っていければと思う。

○会 長

- ・運用基準は市が最終的にチェックされるが、位置づけに書かれていることを見ると、ローカルルールである。最近、エリアマネジメントという手法があるが、このような私的なルールを決めると、ここではエコまち協議会が運用するのが本筋である。しかし、今回は、行政の方にお任せした方が運用しやすいだろうということで、市が運用しようということである。法律ではないが、ある種のこの地区のステークホルダーがOKと言っている位置づけにならざるをえず、そういう意味で、みなさんの協力体制が必要となる。あまり機械的にならないように運用していただきたいということかと思う。

○委 員

- ・P4の役割2、「手続条例の際」とはどういうことか。
- ・P12、各分野および記載内容と運用基準の表現の整合をとったほうがいいのではないかと思う。項目によってばらつきがあるように思う。
- ・再生可能エネルギーの導入について「再生可能エネルギー等」とあるが、「等」は何を意味しているのか。
- ・P13の表以降の運用基準一覧表があるが、評価の項目と基準についてばらつきがある。まず、項目があり、基準があるというように分かりやすいように整理した方が良くかと思う。
- ・エネルギーについてご意見を言うことはできるが、専門外の景観について意見が言いづらい。他のエリアの基準との比較とあわせて説明をしていただくと分かりやすいのではないかと思う。

○事務局

- ・ご指摘の点は修正し、文言等については今後精度をあげていきたいと思う。P4の「手続き条例の際」は、「手続条例の事前協議の際」という誤りである。
- ・再生可能エネルギー等の等とは未利用エネルギーをイメージしている。また、今後事例等を追加し、分かりやすい表現としていきたい。
- ・景観について、出来るだけイメージしやすい材料は追加していきたいと思う。

○会 長

- ・運用基準に他事例があった方がよいという趣旨か。

○委 員

- ・議論のステップとして、議論のための資料として提供いただきたいという趣旨である。

○委 員

- ・これで良いまちにしていこうという取り組みであるが、事前協議として、建築物を作るときに基準を設けるというフローなので、ここに土地を買う人しか読まれない。
- ・川西市の真ん中で、こんなことをやっているということが市民の方に広がっていくと良いと思うが、モニタリングの結果が市の中に入っていくので、広く市民の方に知ってもらう方法を検討してはどうかと思う。表彰制度も検討されており、発信されていくと思うので、せっかく長い時間をかけてまちづくりを行っていくので広報等も分かるような取り組みも検討されてはどうかと思

う。

○会 長

・活動指標を検討したらどうかという意見でしょうか。

○委 員

・活動指標までいなくても、仕組みが見える化した方が良いかと思う。

○事務局

・どういう形になるかは検討中だが、やっていただいたことについて見える化していこうと思っている。

○委 員

・P29の災害時の対応したエネルギーシステムの導入についてイメージが難しく、解説の文章も分かりにくい。事例を示していただくと、分かりやすくなると思う。

○事務局

・民地に設置している再生可能エネルギーを災害時に地域で活用することを想定して書かせていただいている。事例も含めて表現を再考したい。

○委 員

・補足ですが、前年度の協議会の中で、全てのインフラがとまったことを前提に、中央公園については一定の防災機能導入を想定した。医療施設の誘致も検討されているので、病院側から中央公園の方へ電工ドラムレベルで電源を提供するなど災害時のルールづくりをしてはどうかということイメージしていると思う。低炭素まちづくり計画の内容を再度確認して記載いただければと思う。

○委 員

・昨年の議論の際は、災害のケースを設定したが、この運用基準については色々なモードの検討をすべきだと思う。もう少し柔軟ないろいろな段階の表現であっても良いのではないかと思う。

○委 員

・P8に、削減目標として90年比20%削減と書かれているが、国の方も現在改訂中なので、もう少し精神的な目標で良いのではないかと思う。

○会 長

・国交省の事業も活用したいという兼ね合いもあると思うがいかがか。

○委 員

・川西市は、地球温暖化対策新実行計画の目標値がないので、国にあわせたということだと思う。

○会 長

- ・数値は消して、国と同等という表現だけでも良いのではという考え方もある。

○事務局

- ・当時、同様の議論をしており、国が見直した際には本計画も見直すと注釈をいれたのだが、今回の資料から注釈が漏れているが、そのような考え方がベースとなっている。ただし、本運用基準としてはどのような掲載をしていくかは各委員のご意見をうかがえればと思う。

○委 員

- ・我々が運用基準を運用する中で、設計事務所さんが窓口に来られた際に、P13 省エネ機器を採用とあるが、省エネ機器の判断ができるのかという不安がある。
- ・目標については、とりあえず国の目標をいれたが、ここの地区で出来ることは限られている。大規模建築物については認定低炭素建築物を目指してもらうのだが、小規模の建築物の誘導が大切だと思っている。小規模建築物の単体の建築物の削減目標を決めて、その上で地区全体何%を削減するという目標を設定する考え方がないだろうか。そのような考え方についてもご意見いただければと思う。

○事務局

- ・省エネ機器の採用判断については、現案としては、CASBEE に項目が設定されているのでその項目を目安としてはどうかと考えている。P18 以降に掲載しているように、断熱性能や熱負荷抑制等についてそれぞれレベル3以上を基準にしてはどうかと考えている。レベル3は一般的な値という認識のもと、1つの基準として考えてはどうか。
- ・また、統一省エネラベル等がない製品もあると思う。その場合は、メーカー等が通常より何%を達成しているということを謳っていると思うので、それらのカタログ提示を判断基準の1つとしてはどうかと思う。考え方のベースとしては何か1つでも取り組んでほしいという思いから設定している。
- ・小規模建築物について、エネルギー消費量の削減値も設定して誘導していくかどうかは各委員のご意見もお聞かせいただきたい。

○会 長

- ・実際には行政指導がかかってくるので、個別の事前協議の中で設備機器は決まっていないので想定でしかない。

○委 員

- ・緑などは事例がついている。省エネ機器についても事例等があればコミュニケーションのツールとして活用しやすいのではないか。

○委 員

- ・どんなものを使えば良いのかと聞かれた場合に、能動的に市も誘導していければと思っている。高効率機器もどんどん技術更新されていくので、リストのようなものがあると良いと思うが、立

場「 xメーカーのこれを使ってください」というのは言いにくい。

○会 長

- ・コンサルティング機能はエコまち協議会が持っているはずである。エコまち協議会としては具体的な名前を出すことはルール上、可能ではないかと思う。

○副会長

- ・メーカーの方や工務店など実際につくる方々から、この協議会が依頼をしてリストを作るということは可能だと思う。

○委 員

- ・例えば、公募で使ってほしいメーカーさんに手を挙げてもらい、リストを作って、適時更新をしていくと展開は難しいだろうか。

○会 長

- ・公募の主体はどこになるのか。

○委 員

- ・市を想定している。

○会 長

- ・エコまち協議会が公募するのは分かりやすいが、市が公募するのはどの時点でどのようなことを目標とするのかは整理しないと難しいと思う。行政事務として可能だろうか。

○委 員

- ・経済産業省や省エネルギーセンターなどが、省エネ機器のカタログを出しているので活用してはどうか。

○オブザーバー

- ・省エネルギーセンターで、そういうものはあると思うので情報提供したい。近畿経済産業局で、機器メーカーと自治体のマッチング会を2月頃考えているので、そのような場を活用して、メーカーの方から情報を出してもらってリストを作ることも可能ではないか。

○会 長

- ・アーカイブ機能というものを運用基準の仕組みの中に入れていくという主旨かと思う。

○委 員

- ・P13の表の中で、最終的には一次エネルギー換算をしていくのかと思うが、どこまでの項目で一次エネルギー換算するのかを決めていただければと思う。機器についても換算するのか。
- ・P13 モニタリング項目がすべて、「 - 」になっているのはなぜか。

- ・ P14 のエネルギー消費量を開示するとあるが、現況の入居後のエネルギー消費量を開示する意味は何か。何と比較しようとしているのか教えていただきたい。

○事務局

- ・ 一次エネルギー消費量については、2,000m² 以上の建築物に対して、求めていくことを考えている。
- ・ 比較対象については、認定の時点では、設計上の一次エネルギー消費量でしかないので、実際のエネルギー消費量が省エネルギー基準のマイナス 10%以上となっているかどうか、また経年でエネルギー消費量がどう推移しているかということ把握することを案として考えている。
- ・ モニタリング項目について、完了時に確認後、変化のないものについては、「 - 」としている。例えば、設備の導入をしているかどうかは、完了時に確認して、その後のモニタリングでは、建築物やゾーン毎のトータルのエネルギー消費量としてモニタリングしていくイメージである。

○委員

- ・ 小規模な建築物でも長期優良住宅などは、断熱性能の向上という視点では低炭素効果があると思う。平成 24 年度は、兵庫県内の約 3 割がこの制度を活用しており、小規模な建築物についても把握してはどうかと思う。

○会長

- ・ さらに期待する事項としては、小規模建築物も取り組む項目となっている。もっと積極的に活用してはどうかというご主旨かと思う。
- ・ 最近の屋外広告物条例の適用等で問題になっているのは輝度の高いサイネージである。屋外広告物の大きさだけでなく輝度についても検討いただければと思う。

○委員

- ・ 緑の話についてよく分かるが、それだけなのだろうか。生態系に配慮するという視点は、緑だけでなく、水面や土の話もあっていいのではないか。例えば、せせらぎ遊歩道に面したところそのような基準があると、これまでの事例とは違った取り組みになるのではないかと思う。
- ・ 一住民としては、民地側でそろった景観が見たい。連続性などは記載されているが、例えば、緑という視点だけでなく、樹種などコントロールできる形で運用できるようになればいいと思う。
- ・ また、緑のクオリティも重要。そうすると、モニタリング項目がパーセンテージだけだとさびしいので、きちんと緑の手入れをしているというモニタリング項目があると良いのではないかと思う。また、その緑の管理を市民の方が管理できるような仕組みを組み込んでいくという視点もあって良いのではないかと思う。

○副会長

- ・ 運用基準をどう運用していくか、いつまで運用するのか、社会的状況が変わる中で何年ごとに改定していくのかなど運用基準の運用方法を検討する必要があるのではないかと思う。この点についても検討いただきたい。

○会 長

- ・運用方法については、訴訟などになったときに、どうし対処していくのかというところにいきつく。関東の方では、法的根拠がないルールについて、民間事業者が行政を訴えるという事例も出てきているので、その辺りも頭に入れて検討していく必要がある。
- ・それでは事務局にお返しします。

事務局

- ・ありがとうございました。幅広いご意見いただきましたので、整理して次回までにまとめていきたいと思えます。次回は2月頃を予定しております。日程調整ができましたらご連絡させていただきますので、引続きよろしく申し上げます。

<閉会>

○会 長

- ・それでは、協議会を終了いたします。